

児童手当の現況届がはじまります

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
◆6月初旬頃、受給者の方へ役場から個人通知を発送します。内容をご確認のうえ必ず届出してください。

届け出期間
平成 26 年 6/11(水)～
6/25(水)

※受付時間
平日 8:30～17:15
(6/23は受付できません)

児童手当支給額（所得制限があります）

児童の年齢	児童手当の額(1人あたりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

所得制限限度額

(この限度額を超えた場合は特例給付として児童1人あたり月額5千円の支給になります。)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

出生や転入後、児童手当の手続きは済んでいますか？

出生したり、児童手当の受給者が町外から転入した場合、児童手当を受給するためには異動があった日から15日以内に役場窓口で手続きをする必要があります(公務員の方は勤務先での手続きとなります)。手続きがまだの方は早めに行ってください。

※手続きが遅れると、支給される手当も減ってしまいますのでご注意ください。



お問い合わせ / こども課 ☎ 889-7028

平成26年 経済センサス・基礎調査及び商業統計調査を実施します！

■調査の説明■

経済センサス・基礎調査・商業統計調査は、事業所及び企業の活動の状況を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施します。調査員が事業所へ訪問しますので、調査票の記入若しくはオンラインでの回答をお願いいたします。

■調査の範囲■

経済センサス・基礎調査は、全国すべての事業所及び企業が対象となります。商業統計調査は、卸売業・小売業を営む全国全ての事業所及び企業が対象となります。

■主な調査事項■

名称及び電話番号、所在地、従業者数、開設時期、単独事業所・本所・支所の別、経営組織、資本金等の額。

調査の基準日
平成 26 年 7 月 1 日現在

ビルくとケイちゃん



お問い合わせ / 企画財政課 統計担当 ☎ 889-3792

南星中(四期生)同窓会

昭和50年4月1日～昭和51年3月31日生まれ

日時 平成26年6月21日(土) 18:30～
場所 南風原町立中央公民館

実行委員会代表 儀間、豊住(旧姓:城間)

TEL:080-3987-2669 Mail:nansei4kisei@gmail.com

同窓会ブログ [南星中4期生](#) 検索

広告募集

この広告枠は2号広告です。[月額1万円]

お申込み・お問い合わせ

広報担当(☎889-4415)へお願いいたします。

Eメールでの受付もいたします。

kouhou@town.haebaru.okinawa.jp

～笑顔で幸せあふれるまちづくり～

まちづくり基本条例

第5回

(※)まちづくり基本条例とはまちづくりの基本的なルールを定めたものです。平成26年1月1日に施行されました。

先月号の続き・・・

1

まちづくりの主体「町民」「議会」「行政」の役割について説明するね。



2

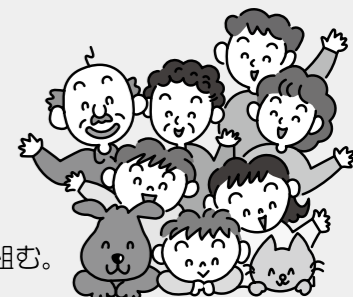
私たち町民にはどんな役割があるのかな？議会や行政の役割って何かな～



まちづくりの主体 それぞれの役割

<町民の役割>

- 積極的に町政及び地域活動に参画するよう努める。
- まちづくりの参画にあたっては、自らの発言や行動に責任をもつよう努める。
- まちづくりに関して、自らの知識や技術を発揮するよう努める。
- 町政に関する情報に関心を持ち、情報の取得や発信に努める。
- 一人ひとりを尊重し、公共のきまりを守り、協力しながらまちづくりに取り組む。



町民

情報の共有 町民参画 協働

議会(議員)

<議会の役割>

- 町政における重要な意思決定、行政に対するチェックを行う。
- 町民の意見や要望などを把握し、その意思を適切に町政に反映する。
- 町議会の運営や活動内容を町民に分かりやすく示す。

<議員の役割>

- 町民の信頼に応える。
- 誠実に職務を遂行する。
- 資質の向上に努める。



行政(町長、職員)

<行政の役割>

- 計画的で効果的な行政運営を行う。
- 町民福祉の増進に努める。
- 地域の活性化のため、公平に受ける町民の権利を保障しながら質の高い行政サービスを提供する。

<町長の役割>

- リーダーシップを発揮し、計画的な将来像を示し、その実現に向けて取り組む。

<職員の役割>

- 全体の奉仕者として誠実に職務に従事する。



まちを良くするためには、議会や行政はもちろんだけれど、地域のみんながまちのことを考えて行動することが大事だね。これからのまちづくりは、それぞれの役割をみんなで確認しあって取り組んでいくことが必要なんだよ。今回は、いよいよ最終回。条例の構成を紹介します。



南風原町まちづくり基本条例は南風原町のホームページに掲載しております。

お問い合わせ / 企画財政課 企画班 ☎ 889-0187